

第1章 愛知県被災支援センターの事業

第1節 発足までの経緯

第2節 愛知県における受入被災者登録制度

1. 愛知県への広域避難者と避難理由
2. 住宅の確保・住宅入居登録と受入被災者の登録
3. 「全国避難者情報システム」と愛知県の「受入被災者登録制度」

第3節 愛知県被災者支援センターとその事業

1. 愛知県による東日本大震災の受入被災者支援
2. 愛知県被災者支援センター（年次別の事業概要）

本章では、あいち・なごや東日本大震災ボランティア連絡会が発足後に、愛知県被災者支援センターが開設された背景、愛知県における広域被災者支援の制度と事業の概要、住宅入居登録と受入被災者登録の違い、愛知県受入被災者登録制度の意義、及び愛知県被災者支援センターの事業概要と10年間の年度ごとの内容を紹介する。

避難の状況や理由については、2011年～2013年アンケートより様子を紹介する。

第1章 第1節 発足までの経緯

執筆者・文責：栗田暢之 センター長

1. あいち・なごや東北関東大震災ボランティア連絡会の設置

東日本大震災から3日後の2011年3月14日、「防災のための愛知県ボランティア連絡会」の臨時会が招集された。それぞれが持つ被災地の情報や、各団体等がどのような支援活動を行い、また今後どんな支援を考えているかなどを共有し、愛知県全体でどう支援していくかを模索するためである。そのため、名古屋市の「なごや災害ボランティア連絡会」や県内の様々な支援団体等にも参加を呼び掛けた。しかし、震災当初は、あまりに甚大な被害を前に情報収集もままならず、今後の支援も何から取り組めばいいかさえも決めかねる団体がほとんどであった。それでも、こうした機会を持つことは重要だということで合意し、「あいち・なごや東北関東大震災ボランティア連絡会(後に「東北関東大震災」を「東日本大震災」と改称、以下、連絡会)」が発足した¹。その後も、より幅広くに参加を呼び掛け、できる限りの情報共有を繰り返した。

東日本大震災への支援は、あの凄まじい津波によって壊滅的になった東北沿岸部各地へとおのずと目が向けられた。一方で、東京電力福島第1原子力発電所事故(以下、原発事故)による影響で、多くの人が被災県などから、全国のさまざまな都道府県へと避難していた。避難の理由は様々だが、その中で特に多いのが原発事故による放射性汚染の影響を避ける目的の人、そして津波等によって住む場所を失った人などである。放射線の問題に至っては、福島県やその近隣の人々だけでなく、関東からも避難した人も多くいた。

2. 愛知県・名古屋市の動き

¹平成23年3月 ボランティア活動について 愛知県防災局危機管理課

<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20110314-v.pdf> 平成23年3月15日「あいち・なごや東北関東大震災ボランティア支援連絡会」を立ち上げました。

<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/volunteer1.pdf>

この時期は、全国的にも広域避難者への支援は後回しになる傾向があった。しかし、愛知県では4月6日の知事会見で、被災者受け入れに関する住宅として3,030戸を確保したこと、災害被災者支援資金貸付事業を国による20万円に愛知県が30万円を上乗せすること、31品目に及ぶ生活支援品を提供すること、そして、避難を余儀なくされた方々の情報を把握し、支援が必要な方に適切なサポートを行うため、受入被災者登録制度を開始したことを発表した²。ちなみに全国の他の自治体でも広域避難者の受け入れが表明され、4月12日には、総務省全国避難者情報システムの運用が始まった。

連絡会においても、当初は沿岸部支援の色合いが濃い中、広域避難者の課題も徐々に認識され始めた。いち早く反応したのは名古屋市であった。政令指定都市である大都市への避難者が愛知県全体の約半数を占めたことから、避難者への直接支援の機能が求められた。そこで、なごや災害ボランティア連絡会の協力を得て、「東日本大震災被災者支援ボランティアセンターなごや(以下、ボラセンなごや)」を市社協に委託する形で4月14日に開設したのである³。ボラセンなごやは、開設からすぐにその対応が求められた。

3. 連絡会の協力

県による生活支援品の提供は各市町村を通じての支援となるが、市町村が指定する場所まで取りに行けない方への対応が問題となった。物資提供は、企業等からの支援の申し出も相次いだことから、せっかくの善意を確実に避難者へお届けするために、支援情報の周知や配布方法などが大きな課題となった。そんな中、布団の搬送には、戸

² 4月6日記者会見における知事発言要旨より
<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20110406-chiji.pdf>

³ 名古屋市社会福祉協議会ホームページ 東日本大震災支援ボランティアセンターなごや <https://www.nagoya-shakyo.jp/mokuteki/m-volunteer/v-torikumi/vc/>

配のノウハウを持つコープあいちが協力を申し出た⁴。当時の配送担当者は、「中には、多くを語られない方もいましたが、現在抱えている不安を話していただける方もいらっしゃいました。一週間、人と話していないという高齢の男性は、津波の恐怖から、水が怖くて、今もお風呂に入らないとおっしゃっていました。妊娠しながら愛知に避難して、こちらで出産された女性は、夫が原発近くでまだ働いており、放射線への不安な気持ちを話してくれました。この仕事は、ただ単に、支援物資を届けることだけが任務ではない、そう痛感しました」と語っている。5月には家電の提供があり、愛知県職員も同行して、避難者の声を直接聞いた⁵。避難者が相当深刻な状況に追い詰められていることは、徐々に日本社会に広く知れ渡るようになり、それまで主に沿岸部支援に向いていた目が、原発事故という誰も経験したことのない支援活動を模索することとなった。

必要な支援とは、単にモノを届けることだけではない。突然の災害や事故に翻弄されつつ、慣れない土地でようやく仮の暮らしを始めた方々にとって、今、何が必要とされるか、誰が、どのように支援していくべきかなど、根本的な課題と向き合う必要性は明白になった。こうして愛知県としての中間支援や直接支援の機能の必要性が必然となっていく中、愛知県は連絡会への参加団体とも協議しながら、愛知県被災者支援センター構想を急ぎ取りまとめ、2011年6月13日の開設につなげたのである。

⁴ 愛知県被災者支援センター・センター長補佐（当時コープあいち参与）の記録より。

⁵ 同前。

第1章 第2節 愛知県における受入被災者登録制度

執筆者・文責：向井 忍（センター長補佐）

1. 愛知県への広域避難者と避難理由⁶

愛知県の受入被災者は2021年2月28日（日）現在で328世帯838名、避難元は、青森県・岩手県・宮城県・福島県・栃木県・茨城県・東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・群馬県である。登録世帯が最大の月は2012年6月30日で547世帯1269名である。この頃に避難者が1000人を超えた都道府県は北海道・東北・関東に集中しており愛知県は全国14番目、被災三県以外への避難総数の約2%となる。どのように愛知県に避難したのか、2011年～2013年に実施したアンケート結果から特徴を示す。

●2011年 愛知県調査

7月実施 郵送無記名

回答数174世帯（回収率42.8%）

●2012年 名古屋大学黒田由彦研究室調査

5月実施 郵送・記名式

回答数157世帯（回収率28%）

●2013年 名古屋大学黒田由彦研究室調査

9月実施 郵送・記名式

回答数212世帯（回収率41.7%）

（1）愛知県を避難先に選んだ理由

2011年調査、2012年調査とも、愛知県に避難した理由では「家族・親族がいる」「原発や放射能の不安が少ないとと思った」が1.2位を占めている。

（2）愛知県に避難した時期

愛知県に避難した時期（月）は、2011年調査では3-4月が85.6%であり、受入被災者登録制度が始まる前（3月）の避難が62.1%を占める。

（7月22日現在登録：479世帯1257名）

2013年調査で、避難した年は2011年が66.2%、2012年が26.6%、2013年が7.2%である。

（10月24日現在の登録：532世帯1230名）

愛知県への避難理由（3つ）（2011年7月調査）

家族・親族がいるから	76%
原発や放射能の不安が少ないとと思った	36%
知人・友人がいるから	15%
自分や家族が以前住んでいたから	12%
地震や津波の不安が少ないとと思ったから	12%
会社等の関係があるから	10%
仕事が探しそだから	9%
行政や地域の支援が期待できそう	8%

愛知県への避難理由（あてはまるもの）

（2012年5月調査）

愛知県の親・子・孫から+親戚がいる	49%
原発や放射能の不安が少ないとと思った	47%
知人・友人から避難を勧められた	14%
自分や家族が以前住んでいたから	24%
仕事が探しそだから	15%
行政や地域の支援が期待できそう	8%

避難した時期（月）（2011年7月調査）

2011年 3月	62.1%
4月	23.5%
5月	7.5%
6月	6.9%

避難した時期（年）（2013年9月調査）

2011年	66.2%
2012年	26.6%
2013年	7.2%

⁶ 愛知県は「原子力災害対策本部が求める検査対象自治体：17都県に含まれず」「（就労機会のある）中部経済圏に位置し」「東京圏から200km程度の距離（高速道路での移動可能）」にある。

(3) 避難による世帯とその家族の状況

●2011年調査では、避難世帯で被災地に家族が残っている割合は48.1%で、家族人数が多い世帯ほどその割合は高かった。2012年調査では、愛知に避難した世帯家族類型は「母子・父子」が27.7%あり(P147)、避難に伴って家族の分離が進んだことが伺える。

家族の人数をお答えください(2011年7月)。

家族人數別	回答数	割合	内、被災地に家族が残っている世帯世帯数	割合
1人	16	9.9%	0	0%
2人	31	19.1%	5	16.1%
3人	31	19.1%	14	45.2%
4人	34	21.0%	22	64.7%
5人	24	14.8%	16	66.7%
6人	16	9.9%	13	81.3%
7人	4	2.5%	2	50.0%
8人	5	3.1%	5	100%
9人	1	0.6%	1	100%
合計	162	100%	78	48.1%

(4) 情報入手・生活物資や生活環境

2011年調査では、避難当初困ったこととして4割以上が「生活物資や家電がなかった」「見知らぬ土地での生活環境変化」「生活資金が少なかった」を挙げている。愛知県の避難者受入の情報の入手は「愛知県に来てから入手した」が50.6%であり、突然の避難による困難さが顕れている。

避難当初特に困ったこと(3つ)(2011年7月調査)

1 生活物資や家電製品がなかった	47.1%
2 見知らぬ土地で生活環境変化	46.6%
3 生活資が少なかった	40.2%
4 家族が離れて生活することに	33.3%
5 災害や避難生活で体調を崩した	21.8%
6 入居住宅の設備環境が良くない	14.9%

利用したサービス(全て)(2011年7月調査)

1 保育所への入所	14.9%
2 介護保険サービス	8.0%
3 妊婦・乳幼児健診	7.5%
4 健康相談	5.7%
5 障害福祉サービス	4.6%
6 こころの健康相談	2.3%

愛知県の避難者受入れ情報の入手(2011年7月調査)

1 愛知県に来てから入手した	50.6%
2 友人や家族から入手した	38.5%
3 自分で調べた	19.0%
4 事前には入手できなかった	16.1%
5 避難所や自治体の情報で入手	8.6%

現在の主な情報の入手先(3つ)(2011年7月調査)

1 愛知県や市町村からの情報	74.1%
2 テレビ・ラジオ	48.9%
3 新聞	35.1%
4 インターネット・携帯サイト	35.1%
5 知人・友人等からの口コミ	19.0%
6 被災時の自治体からの郵送物	16.1%

(5) 住民票の移動の有無

2013年調査で、家族全員の住民票を移動した割合は59%であり、移動していない理由は「一時的な避難と考えている」が50%で、賠償や行政サービスへの心配がそれぞれ45%、40%あった。

住民票の移動(2013年9月調査)

移動した(家族全員)	59%
移動した(一部家族)	22%
移動していない	19%
合計	100%

住民票を移動していない理由(2013年9月調査)

一時的な避難と考えているため	50%
東電への賠償が心配なため	45%
行政サービス等支援の影響が心配	40%
地元と関係を保つため	25%
その他	10%

2. 住宅の確保・住宅入居登録と受入被災者の登録

(1) 住宅無償提供と住宅入居登録

愛知県における住宅支援の内容は「愛知県受入被災者支援要領」(巻末資料)に記されている。

震災直後、避難世帯を無償で受け入れる「集団避難用住宅」が提供された。

県営住宅・県教職員住宅・市町村の職員住宅・市営住宅・雇用促進住宅、都市公団住宅(UR)等は「住宅に困窮している受入被災者に無償で提供」された。

個人が所有する住宅貸付は、社団法人愛知共同住宅協会等が情報提供をサポートしたが⁷、契約は通常の建物賃貸契約として行われた⁸。

2011年11月1日より福島県、宮城県、岩手県から避難した被災者に災害救助法に基づく応急仮設住宅として賃貸住宅を借り上げる制度(民間賃貸住宅借り上げ)が始まった⁹。

(2) 住宅入居登録者と受入被災者登録

愛知県では4月6日に次項で紹介する「受入被災者登録制度」が始まった。当初は住宅入居者と受入被災者登録に乖離があった。入居登録者には、公営住宅の半年延長の際に登録制度を説明するなどして周知が図られた。

民間賃貸住宅借り上げ制度を利用する際には、受入被災者登録を求めた¹⁰ことで、2011年11月中旬には受入被災者登録者数と公営住宅や応急仮設住宅等の住宅入居者数が一致するようにな

った¹¹。

参考資料

被災者への県営住宅の提供 県営住宅管理室

東北地方太平洋沖地震等で被災された方

・平成23年3月18日から申込み受付

・手続きが終了次第入居可能で6ヶ月以内(入居者の事情により、当初許可日から1年間を限度として更新可能)

・国からの要請に基づく被災者の方々に対する支援の一環として、住宅に困窮されている方に対して県営住宅を提供するもので、住宅の使用料は免除、敷金及び保証金は徴収しない。

155団地 450戸(うち50戸は人工透析患者向け優先入居)

申込件数 3月19日現在 202件

(被災地支援対策進捗状況管理票平成23年3月16日午後五時現在【被災者の受け入れ】より)

参考資料

平成23年3月25日(金)
愛知県被災地域支援対策本部
被災者受入対策プロジェクトチーム
担当 丹羽・松井 内線5381-5383
ダイヤル 052-954-6724
愛知県建設部建築担当局公営住宅課
県営住宅管理室 住宅管理グループ
担当 小久保・内藤 内線2818・2819
ダイヤル 052-954-6581

東北地方太平洋沖地震等の被災者への 県営住宅の入居対象者の変更について

このたび、原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づく屋内避難指示区域の市町村に対して、自動的な避難の要請が出されたことに伴い、福島第一原子力発電所から半径30キロメートル圏内にお住まいの方が新たに県営住宅の受け入れ対象となりますので、お知らせします。

記

変更前

1 入居対象者
東北地方太平洋沖地震等で被災された方

変更後

1 入居対象者
(1) 地震被災者
東北地方太平洋沖地震等で被災された方
(2) 原発避難者
原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づく、避難指示が出されている地域にお住まいの方(福島第一原子力発電所から半径30キロメートル圏内の市町村にお住まいの方を含む)。

chintai.pdf

¹⁰ 2011年11月16日第10回PS会議議事録より

¹¹ この経験からは、今後大災害により緊急避難時や応急仮設住宅として住宅提供が行われる際、“住宅入居者登録”に留めず、継続して避難・被災生活の支援を行えるよう“被災者登録”を兼ねた登録制度を行なう必要性を示している。

⁷<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20110323-jututakukashituke.pdf>

⁸ 平成23年3月25日(金)被災者の方への民間賃貸住宅等の関する情報の提供について

<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20110325-chintai.pdf>

⁹ 平成23年10月14日(金)東日本大震災の被災者の方に賃貸住宅を借り上げ提供します。

<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20111014-chintai.pdf>

平成24年3月30日（金）
 愛知県被災地域支援対策本部
 被災者受入対策プロジェクトチーム
 担当 丹羽・山本 内線2514・2515
 ダイヤルイン 052-954-6724
 愛知県建設部建築担当局公営住宅課
 県営住宅管理室住宅管理グループ
 担当 小久保・太田 内線2818・2819
 ダイヤルイン 052-954-6581

東日本大震災の被災者への住宅支援の状況について

愛知県内における、地震被災者への県営住宅の提供状況は以下のとおりです。
 （平成24年3月29日（木）午後5時現在）

区分	確保戸数	申込戸数	残り戸数
一般被災者用 ※1	200戸	91戸	109戸
人工透析者用 ※2	10戸	0戸	10戸
計	210戸	91戸	119戸

- ※1 一般被災者用の県営住宅のうち、申し込みのなかった残り戸数については、先着順により受付を行っております。
- ※2 確保戸数210戸のうち10戸は人工透析が必要な被災者の方に提供しています。
- ※3 8月29日付けで確保戸数450戸から210戸に変更しております。
- ※4 申込辞退があったため、3月22日時点の申込戸数（98戸）から減少しております。

【参考】愛知県内の入居世帯数・人数（平成24年3月29日（木）午後5時現在）

	入居世帯数	入居者数 (人)	入居者数			
			岩手県	宮城県	福島県	その他
愛知県営住宅	91	251	8	37	200	6
名古屋市営住宅	60	122	8	33	81	0
その他市町村営住宅	14	35	1	12	22	0
県・名古屋市公社	4	14	0	0	6	8
その他（※）	365	838	67	155	499	117
合計	534	1,260	84	237	808	131

（※）「その他」は、愛知県受入被災者登録制度の登録者で、県営・市町村営住宅（公社）以外にお住まいの方の総数（UR賃貸住宅・雇用促進住宅を含む）。

平成24年度からは、これまで毎週発表していた「東日本大震災の被災者への住宅支援の状況について」の記者発表に替わり、毎月1回（原則月末締めの1日発表）愛知県受入被災者登録制度の登録人数を発表します（なお、平成24年度第1回目は5月1日発表とします）。

平成24年5月1日（火）
 愛知県被災地域支援対策本部
 被災者受入対策プロジェクトチーム
 担 当 丹羽・森田
 内 線 2514-2515
 ダイヤルイン 052-954-6724

愛知県における東日本大震災の避難者数について

平成24年4月30日（月）現在における愛知県への避難者数は以下のとおりです。なお、避難者数については、愛知県受入被災者登録制度に登録されている世帯数及び人数です。

		住宅種別				合計
		県営住宅	市町村営住宅	県・名古屋市公社	その他※	
避難元都県別	岩手県	人 6	9		69	84
	世帯 4	7			38	49
宮城県	人 32	50			164	246
	世帯 17	24			85	126
福島県	人 185	92	3	529		809
	世帯 70	41	1	208		320
青森県	人				6	6
	世帯				4	4
茨城県	人 6	2	5	34		47
	世帯 3	1	2	16		22
栃木県	人	3			14	17
	世帯		1		5	6
埼玉県	人				3	3
	世帯				1	1
千葉県	人				20	20
	世帯				10	10
東京都	人				14	14
	世帯				5	5
神奈川県	人				8	8
	世帯				3	3
合計		人 229	156	8	861	1254
		世帯 94	74	3	375	546

※「その他」は、民間賃貸住宅、雇用促進住宅、UR賃貸住宅、社宅・寮、親戚宅等へお住まいの方の総数。

過去の愛知県における東日本大震災の避難者数をお知りになりたい場合は、記者発表資料「東日本大震災の被災者への住宅支援の状況について」において参考数値として示しておりますので、ご参照ください。

県ホームページ 東日本大震災 被災地支援に関する情報

記者発表資料

住宅関係 (<http://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/kisya.html#kisya01>)

3 「全国避難者情報システム」と愛知県の「受入被災者登録制度」

(1) 広域避難時の被災者登録制度の必要性

震災等による県外への避難者は1995年阪神淡路大震災でもあったが、兵庫県が県外避難者への施策（情報提供）に着手したのは数年後であり、人数把握は住民票移動（震災前後の転出数の差）からの推察によらざるをえなかつた。2000年三宅島噴火による全島避難では、東京都内の避難であり避難者は把握された。東日本大震災での避難者は人数も多く、かつ避難先は全国各地に広がつた。

1995年	阪神淡路大震災	約5～10万名
2000年	三宅島噴火全島避難	約3800名
2011年	東日本大震災	約10万名

(2) 「愛知県受入被災者登録制度」の役割

愛知県は4月6日「受入被災者登録制度」を開始した。当初は（1）東日本大震災による災証明書の対象者（災害救助法適用市町村に限る。）（2）福島原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象者（福島原発30km圏内）が登録の対象者とされたが¹²、のちに「東日本大震災及び福島原子力発電所の事故に伴う原子力災害により避難してきた者」が登録対象者となった（資料参照）。

また、受入被災者支援要領（平成23年6月6日策定）にもとづき6月13日に愛知県被災者支援センターを設置して、受入被災者登録情報を活用した支援を開始した。

4月12日には、総務省の全国避難者情報システムが開始されたが、愛知県は受入被災者登録制度と総務省の全国避難者情報システムを一体に管理（運用）している。全国避難者情報システムは個人別に登録する様式であるのに対し、愛知県受入被災者登録制度は世帯全体を記載できるようになっており、避難による世帯分離や、避難元と離れて暮らす家族の有無も把握でき、その後に支援に

生かされた。

また、「支援に関わりたくても、どこに避難者がいるかわからない」という企業や支援団体も、愛知県被災者支援センターが送付する定期便をとおして、登録世帯に情報提供することが可能となつた。受入被災者登録制度は、住宅契約の更新や、市町村窓口（市民課・保健所・保育所・学校等）での手続き、災害ボランティアなど支援者による紹介、被災者間の情報などで周知され、登録人数は増加した。

(3) 愛知県の独自性

「愛知県受入被災者登録制度」を設けて「支援が必要な方をサポートし、被災自治体からの情報提供を行う」ことを掲げ、官設民営の被災者支援センターを開設し受託したNPOが登録情報を活用できる体制をとつたことは愛知県の特徴である¹³。

資料

○愛知県受入被災者登録制度

「東日本大震災で被災された方や、福島原子力発電所の事故の影響で避難を余儀なくされている方々の情報を把握し、支援が必要な方には適切なサポートを行うとともに、これまでお住まいの被災自治体からの情報を登録者に提供し、登録者の情報を被災自治体に提供するための制度です¹⁴。」

資料

総務省「全国避難者情報システム」

（2011年4月12日開始）

「このシステムにより、避難元県が、避難者に関する情報を活用して避難者に対して各種通知等を行うとともに、避難元市町村に対して避難者に関する情報を提供し、避難元市町村から避難者への各種通知等に役立てることができるようになる

¹² 4月6日知事記者会見における発言要旨資料より

¹³ 今後予想される南海トラフ等でも、全国的に避難者情報を把握するシステムと同時に、災害対策を行う各県単位で登録情報をもとに支援活動を行える避難者登録制度を準備し、か

つ広域で運用できる体制が必要と考えられる。

¹⁴ 愛知県受入被災者登録制度について（平成23年6月6日）
<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20110606-tourokuseido.pdf>

ものと考えられます。」HP (4月12日 62号)

資料 愛知県受入被災者登録票

愛知県受入被災者登録制度		記入年月日 平成 年 月 日						
登 錄 票		市(区)町村名 NO.						
①氏名 ふりがな みやぎ たろう 漢字 宮城 太郎	②生年月日 明・大昭平 35年12月10日	④避難元市町村における住所(避難前に居住していた住所) 市 市町村名より下の住所(指定都市の区、町、字等) ○△郡 ○◇▼1番地2号 宮城ハイツ101号 宮城県 □▲町 (マンション・アパート名及び部屋番号) 村						
⑤避難先(避難所又は個人宅等)の所在地 愛知県 郡 町 村 ◎○市 市町村名より下の住所(指定都市の区、町、字等) ◇□▲2番地3号 ◎○市営住宅2棟205 (マンション・アパート名及び部屋番号)								
⑥避難先の名称(施設名又は個人宅等) ◎○市営住宅	⑦当該避難先における滞在開始日 平成○年○月○日							
既に避難先市町村に転入届を行っている場合には「○」を記入	⑧当該避難先における滞在終了日 平成○年○月○日							
⑨連絡先代表者電話番号 自宅:なし 携帯:090-1234-5678	⑩被災の状況 1 地震による家屋損壊(全壊 半壊 一部損壊) 2 津波による家屋損壊(全壊 半壊 一部損壊) 3 原発関連							
⑪原発影響 1 警戒区域 2 計画的避難区域 3 緊急時避難準備区域 4 地域外	⑫被災証明 1 全壊 2 大規模半壊 3 一部損壊 4 なし							
⑬愛知県への避難者数 4人	⑭愛知県に避難した理由 愛知県に知人がいるため。							
《家族構成等》								
統柄 (世帯主)	ふりがな 氏名 みやぎ たろう 宮城 太郎	生年月日 明・大昭平 35年12月10日	年齢 51	性別 男 女	愛知県への赴難の有無 有 無	特別支援の必要性 障害認定 介護認定	上記④～⑧の項目が上記と異なる場合は、その項目の番号及びその項目に該当する事項を記入してください。	備考(その他特記事項) 就労希望
妻	みやぎ はなこ 宮城 花子	明・大昭平 40年2月1日	46	男 女	有 無			慢性疾患有
長男	みやぎ いちらう 宮城 一郎	明・大昭平 2年9月2日	20	男 女	有 無			東京に在学(大学生)
長女	みやぎ はるこ 宮城 春子	明・大昭平 10年11月15日	16	男 女	有 無			高校に転入希望
父	みやぎ きょういちらう 宮城 京一郎	明・大昭平 10年8月8日	75	男 女	有 無	○	④ 宮城県○●市□▲2-3-1	○○手帳 ○級 車椅子希望
		年 月 日		男 女	有 無			
お住まい・お仕事・学校関係・生活資金等お困りのことがありましたらご記入ください。								
<ul style="list-style-type: none"> 財産がすべて流れ当面の生活資金に困っている。 長女の転入を受け入れていただける高校、転入の手続等を教えてください。 以前○○の仕事をしており、同じような仕事をしたい。 妻が○○の持病があり、現在治療を中断している。 								
市町村記入欄 【個人情報の取扱いに関する同意の有無】 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								

資料 総務省 全国避難者情報システム 登録様式

(別紙1)		【避難先等に関する情報提供書面】				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">都道府県コード</td> <td style="width: 50%;">市町村コード</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">整理番号 (a)</td> </tr> </table>	都道府県コード	市町村コード			整理番号 (a)																																																																										
都道府県コード	市町村コード																																																																																				
整理番号 (a)																																																																																					
太枠内ののみ記入してください。																																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">① 氏名 (ふりがな)</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">② 生年月日 年　月　日</td> <td colspan="4" style="padding: 2px;">④ 避難元市町村における住所（避難前に居住していた住所） 市　　都　　町　　村 市町村名より下の住所（指定都市の区、町、字等） 番　　号 (マンション・アパート名及び部屋番号)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">③ 性別 男　　女</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">⑤ 避難先（避難所又は個人宅等）の所在地 都　　道　　市　　区 (特別区の場合) 都　　町　　番　　号 (マンション・アパート名及び部屋番号) 村 既に避難先市町村に転入届を行っている 場合には「〇」を記入</td> <td colspan="4" style="padding: 2px;">⑥ 避難先の名称（施設名又は個人宅等） 平成　年　月　日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">⑦ 当該避難先における 滞在開始日 平成　年　月　日</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">⑨ 行政機関から貴等を代 表して連絡を受けることが できる者（連絡先代表者） 及び連絡先 (c) ⑩ 当該避難先における 滞在終了日 (b) 平成　年　月　日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(連絡先電話番号)</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><記入時の注意事項></td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>(a) 避難先市町村において、整理番号を付すこと。 (b) (g)については、当該避難所での滞在が終了し、避難先市町村に対し、その旨の情報提供があった場合には、避難先市町村が記入。 (c) (d)については、連絡先代表者である場合（一人世帯である場合を含む。）には、「ある」に丸をつけ、連絡先電話番号を記入。代使者でない場合は、「ない」に丸をつけ、「-」を記入。</p> </td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【個人情報の取扱いに関する同意】</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">私は、東日本大震災等への対応に活用するため、避難先市町村、避難先都道府県、避難元県、避難元市町村等の関係行政機関へ上記に記入した情報を提供することに同意します。</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成　年　月　日　(氏名)</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(口頭了解の場合) 確認日時: 平成　年　月　日　(確認者氏名)</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> </table>		① 氏名 (ふりがな)	② 生年月日 年　月　日	④ 避難元市町村における住所（避難前に居住していた住所） 市　　都　　町　　村 市町村名より下の住所（指定都市の区、町、字等） 番　　号 (マンション・アパート名及び部屋番号)										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">③ 性別 男　　女</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">⑤ 避難先（避難所又は個人宅等）の所在地 都　　道　　市　　区 (特別区の場合) 都　　町　　番　　号 (マンション・アパート名及び部屋番号) 村 既に避難先市町村に転入届を行っている 場合には「〇」を記入</td> <td colspan="4" style="padding: 2px;">⑥ 避難先の名称（施設名又は個人宅等） 平成　年　月　日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">⑦ 当該避難先における 滞在開始日 平成　年　月　日</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">⑨ 行政機関から貴等を代 表して連絡を受けることが できる者（連絡先代表者） 及び連絡先 (c) ⑩ 当該避難先における 滞在終了日 (b) 平成　年　月　日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(連絡先電話番号)</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		③ 性別 男　　女	⑤ 避難先（避難所又は個人宅等）の所在地 都　　道　　市　　区 (特別区の場合) 都　　町　　番　　号 (マンション・アパート名及び部屋番号) 村 既に避難先市町村に転入届を行っている 場合には「〇」を記入	⑥ 避難先の名称（施設名又は個人宅等） 平成　年　月　日												<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">⑦ 当該避難先における 滞在開始日 平成　年　月　日</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">⑨ 行政機関から貴等を代 表して連絡を受けることが できる者（連絡先代表者） 及び連絡先 (c) ⑩ 当該避難先における 滞在終了日 (b) 平成　年　月　日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(連絡先電話番号)</td> </tr> </table>				⑦ 当該避難先における 滞在開始日 平成　年　月　日	⑨ 行政機関から貴等を代 表して連絡を受けることが できる者（連絡先代表者） 及び連絡先 (c) ⑩ 当該避難先における 滞在終了日 (b) 平成　年　月　日			(連絡先電話番号)						<記入時の注意事項>							<p>(a) 避難先市町村において、整理番号を付すこと。 (b) (g)については、当該避難所での滞在が終了し、避難先市町村に対し、その旨の情報提供があった場合には、避難先市町村が記入。 (c) (d)については、連絡先代表者である場合（一人世帯である場合を含む。）には、「ある」に丸をつけ、連絡先電話番号を記入。代使者でない場合は、「ない」に丸をつけ、「-」を記入。</p>							【個人情報の取扱いに関する同意】							私は、東日本大震災等への対応に活用するため、避難先市町村、避難先都道府県、避難元県、避難元市町村等の関係行政機関へ上記に記入した情報を提供することに同意します。							平成　年　月　日　(氏名)							(口頭了解の場合) 確認日時: 平成　年　月　日　(確認者氏名)						
① 氏名 (ふりがな)	② 生年月日 年　月　日	④ 避難元市町村における住所（避難前に居住していた住所） 市　　都　　町　　村 市町村名より下の住所（指定都市の区、町、字等） 番　　号 (マンション・アパート名及び部屋番号)																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">③ 性別 男　　女</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">⑤ 避難先（避難所又は個人宅等）の所在地 都　　道　　市　　区 (特別区の場合) 都　　町　　番　　号 (マンション・アパート名及び部屋番号) 村 既に避難先市町村に転入届を行っている 場合には「〇」を記入</td> <td colspan="4" style="padding: 2px;">⑥ 避難先の名称（施設名又は個人宅等） 平成　年　月　日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">⑦ 当該避難先における 滞在開始日 平成　年　月　日</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">⑨ 行政機関から貴等を代 表して連絡を受けることが できる者（連絡先代表者） 及び連絡先 (c) ⑩ 当該避難先における 滞在終了日 (b) 平成　年　月　日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(連絡先電話番号)</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		③ 性別 男　　女	⑤ 避難先（避難所又は個人宅等）の所在地 都　　道　　市　　区 (特別区の場合) 都　　町　　番　　号 (マンション・アパート名及び部屋番号) 村 既に避難先市町村に転入届を行っている 場合には「〇」を記入	⑥ 避難先の名称（施設名又は個人宅等） 平成　年　月　日												<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">⑦ 当該避難先における 滞在開始日 平成　年　月　日</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">⑨ 行政機関から貴等を代 表して連絡を受けることが できる者（連絡先代表者） 及び連絡先 (c) ⑩ 当該避難先における 滞在終了日 (b) 平成　年　月　日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(連絡先電話番号)</td> </tr> </table>				⑦ 当該避難先における 滞在開始日 平成　年　月　日	⑨ 行政機関から貴等を代 表して連絡を受けることが できる者（連絡先代表者） 及び連絡先 (c) ⑩ 当該避難先における 滞在終了日 (b) 平成　年　月　日			(連絡先電話番号)																																																													
③ 性別 男　　女	⑤ 避難先（避難所又は個人宅等）の所在地 都　　道　　市　　区 (特別区の場合) 都　　町　　番　　号 (マンション・アパート名及び部屋番号) 村 既に避難先市町村に転入届を行っている 場合には「〇」を記入	⑥ 避難先の名称（施設名又は個人宅等） 平成　年　月　日																																																																																			
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">⑦ 当該避難先における 滞在開始日 平成　年　月　日</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">⑨ 行政機関から貴等を代 表して連絡を受けることが できる者（連絡先代表者） 及び連絡先 (c) ⑩ 当該避難先における 滞在終了日 (b) 平成　年　月　日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(連絡先電話番号)</td> </tr> </table>				⑦ 当該避難先における 滞在開始日 平成　年　月　日	⑨ 行政機関から貴等を代 表して連絡を受けることが できる者（連絡先代表者） 及び連絡先 (c) ⑩ 当該避難先における 滞在終了日 (b) 平成　年　月　日			(連絡先電話番号)																																																																											
⑦ 当該避難先における 滞在開始日 平成　年　月　日	⑨ 行政機関から貴等を代 表して連絡を受けることが できる者（連絡先代表者） 及び連絡先 (c) ⑩ 当該避難先における 滞在終了日 (b) 平成　年　月　日																																																																																				
		(連絡先電話番号)																																																																																			
<記入時の注意事項>																																																																																					
<p>(a) 避難先市町村において、整理番号を付すこと。 (b) (g)については、当該避難所での滞在が終了し、避難先市町村に対し、その旨の情報提供があった場合には、避難先市町村が記入。 (c) (d)については、連絡先代表者である場合（一人世帯である場合を含む。）には、「ある」に丸をつけ、連絡先電話番号を記入。代使者でない場合は、「ない」に丸をつけ、「-」を記入。</p>																																																																																					
【個人情報の取扱いに関する同意】																																																																																					
私は、東日本大震災等への対応に活用するため、避難先市町村、避難先都道府県、避難元県、避難元市町村等の関係行政機関へ上記に記入した情報を提供することに同意します。																																																																																					
平成　年　月　日　(氏名)																																																																																					
(口頭了解の場合) 確認日時: 平成　年　月　日　(確認者氏名)																																																																																					

第1章 第3節 愛知県被災者支援センターとその事業

執筆者・文責：森本佳奈（センター事務局長）・向井 忍（センター長補佐）

1. 愛知県による東日本大震災の受入被災者支援

（1）東日本大震災の受入被災者支援

愛知県による東日本大震災の被災地支援の内容は「東日本大震災被災地支援対策進捗状況表」に記載されている¹⁵。進捗状況表（2020年9月30日現在）をもとに、被災者の受け入れ施策の基本となる施策を紹介する。いずれも被災者受入対策プロジェクトチームが実施部署となっている。

1) 被災者受入対策プロジェクトチーム設置

（支援先） 愛知県に避難された（避難を検討している）被災者の方、被災自治体
（支援期間） 平成23年3月22日～
○平成23年3月22日 東北地方太平洋沖地震に
関し、被災された相当数の方が当県に避難され
ることが予想されたことから、全庁体制で円滑
かつ迅速に被災者支援に取り組むため、被災者
受入対策プロジェクトチーム（以下PT）の設置
○平成23年3月29日 被災者受入対策プロジェ
クトチーム内に生活福祉班の設置
○平成23年6月1日 PT組織体制の見直し
○平成23年6月6日 愛知県受入被災者支援要
領の策定
○平成23年8月1日 PT組織体制の見直し

2) 愛知県受入被災者登録制度

（支援先） 愛知県に避難された被災者の方、被災
自治体
（支援期間） 平成23年4月6日～
東日本大震災及び福島原子力発電所の事故に
伴う原子力災害により県内に避難してきた被災
者情報を把握し、支援を行うとともに、避難元
の被災自治体からの情報を登録者に提供したり、
登録者の情報を避難元の被災自治体に提供する。

3) 受入被災者への情報提供

（支援先） 受入被災者登録制度の登録者
（支援期間） 平成23年4月8日～
愛知県受入被災者登録制度登録者に対して、
様々な支援情報や被災県からの情報等を、月一回
程度、郵送により提供する。

4) 愛知県被災者支援センターの設置

（支援先） 愛知県に避難された被災者の方、県内
市町村
（支援期間） 平成23年6月13日～
市町村や地域のみでは対処できない東日本大
震災の受入被災者の広域的なニーズに対応する
とともに、県民、企業等の支援の声を具体的な活
動につなげるために設置。
場所：東大手庁舎1階（名古屋市中区三の丸）
時間：平日（月曜日から金曜日）午前10時から
午後5時まで

5) 各種団体との連携・情報提供

（支援先） 愛知県に避難された被災者の方
（支援期間） 平成23年3月～
愛知県弁護士会、愛知県司法書士会等の各種支
援団体による支援情報を県受入被災者登録制度
に登録した避難者へ送付するとともに、愛知県
被災者支援センターが行う交流会場で被災者の
個別相談に対応。

¹⁵<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/kisya.html#kisya08>

(2) 愛知県受入被災者支援要領

受入被災者の支援は「愛知県受入被災者支援要領」¹⁶によって行われている。「愛知県受入被災者支援要領」は平成23年6月6日に策定され、毎年改定されている（現在は令和2年4月1日改正）。支援要領には、愛知県における受入被災者支援の基本的事項が定められている。

1) **趣旨**：「平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、愛知県に避難された被災者（以下「受入被災者」という。）は、地震による人的・物的被害によるショックに加え、遠く離れた慣れな環境の中での生活を余儀なくされている。こうした受入被災者の方々に安心して生活していただき、その生活の再建等を支援するため、県は、全局的な体制のもとで、受入被災者を総合的に支援していくものとする。」

2) **受入被災者の定義**：「東日本大震災及び福島原子力発電所の事故に伴う原子力災害により、愛知県に避難してきた方」。

3) **期間**：「支援の実施については、原則として愛知県被災地域支援対策本部を設置している間とする。ただし、法令等により期間が定められたものについては、この要領で整理する。」

4) **内容（44事業）**：「愛知県は、次に掲げる支援策を講じることにより、受入被災者に対し、住宅確保、健康福祉、教育、就労など、きめ細やかで総合的な支援を行う。また、支援策については、市町村をはじめ、県民、企業、NPO、ボランティア団体等との連携・協力のもとで取り組む。以下の支援策の詳細は必要に応じ各所管部局が別に定めるものとし、合わせて、支援策の見直しや追加を図っていくものとする。」

支援策は7分野44事業が行われてきたが、2021年2月現在では25事業（5分野）が継続されており、その内訳は次のとおりである（継続事業には当初事業の一部が継続されているものを含む）。

支援策（2021年2月現在）

I. 受入被災者等への情報提供（継続）

- 愛知県受入被災者登録制度
- 受入被災者への情報提供
- 被災自治体との情報共有
- 広報活動

II. 住宅の確保（12事業中3事業継続）

- 県営住宅の入居資格の特例
- 民間宿泊施設に関する情報提供
- 民間賃貸住宅等に関する情報提供（一部継続）

III. 生活物資・資金の支援（3事業とも終了）

IV. 健康福祉の支援（11事業中9事業継続）

- 健康相談
- こころの健康相談
- 児童生徒の健康相談
- 子どもの心のケア
- 保育所への入所
- 高齢者支援
- 障害者支援
- 社会福祉施設等における要配慮者の受入調整
- 元気回復支援

V. 教育の支援（9事業中5事業継続）

- 公立学校への受入れ
- 私立学校の受入れに関する情報提供
- 私立学校の授業料等の軽減
- 看護師等養成所の学生受入
- 就学援助

VI. 就労の支援（1事業は終了）

VII. その他の支援（4事業は継続）

- 愛知県被災者支援センターの設置
- 各種団体との連携・情報提供
- 施設利用手続き等の緩和
- 外国人の受入被災者への情報提供

¹⁶ <https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20200401-1.pdf>

2. 愛知県被災者支援センター（年次別の事業概要）

（1）愛知県被災者支援センター

愛知県被災者支援センターは「愛知県受入被災者支援要領」に基づき 2011 年 6 月 13 日（月）に、愛知県庁東大手庁舎一階に開設された。

受託団体

- ・2011 年：NPO 法人愛知ネット
- ・2012 年～：NPO 法人レスキューストックヤード

運営協力団体（NPO）¹⁷

- ・2011 年：3 団体
NPO レスキューストックヤード
NPO ボラみみより情報局
岡崎まち育てセンターりた
- ・2012 年～
NPO 愛知ネット
NPO ボラみみより情報局
岡崎まち育てセンターりた

運営協力団体

（2011 年度～）

愛知県社会福祉協議会
生活協同組合コープあいち

財源

- ・2011 年：新しい公共支援事業基金事業
- ・2012～13 年：社会的包摶・「絆」再生事業
- ・2014 年：社会的包摶力構築・「絆」再生事業
- ・2015 年：被災者健康・生活支援総合交付金
- ・2016 年～：被災者支援総合交付金

（2）「新しい公共支援事業」としての性格

2011 年 5 月 24 日付け「愛知県被災者支援センター運営事業委託募集要領」は、事業内容や要件を次のように定め、地域の諸課題の解決につながる協働の取り組み継続を求めた¹⁸。

（通則）

第 1 愛知県被災者支援センター運営業務は県が愛知県東大手庁舎 1 階に設置する「愛知県被災者支援センター」の運営を行うことで、市町村や地域のみでは対処できない東日本大震災の受入被災者の広域的なニーズに対応するとともに、県民、企業等の支援の声を具体的な活動につなげることを目的とする。なお、本事業の実施にあたっては、新しい公共支援事業実施要領及び愛知県財務規則に定めるものほか、この要領の定めるところによる。

（事業の内容）

第 2 NPO・ボランティアの機動力、ネットワーク等の特性を活かして、「愛知県被災者支援センター」の運営業務を行う。具体的な業務の内容は下記のとおりとする。

- (1) 市町村が行う受入被災者支援のバックアップ業務
- (2) 受入被災者からの広域的なニーズへの対応業務
- (3) 県民、企業からの広域的な支援希望への対応業務
- (4) その他上記業務に共通、関連、付随する業務

（委託期間）

第 4 委託期間は契約の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

（事業実施の要件）

第 5 新しい公共支援事業実施要領に基づき、事業実施の要件は下記のとおりとする。

- (1) 地域の諸課題の解決に向けた先進的な取り組みであり、他の地域のモデルになるものであること。
- (2) 新しい公共の担い手など地域からの提言をもとに、NPO 等と愛知県が連携する事業であること
- (3) 多様な担い手（NPO 等、企業、行政を可能な限り含む。）が協働して、自ら地域の諸課題に当たる仕組みによる会議体を立ち上げ、「新しい公共」による取り組みを進めるものであること。

なお、事業成果が一時的なものとならないように、本事業終了後も本会議体を活用した取り組みを継続させること。

¹⁷ 各団体の参加年度は次頁以降の年度実績を参照

¹⁸ 知事から県民の皆様へ（平成 23 年 4 月 6 日）

2011年度：運営体制と事業概要

□受託団体：NPO法人愛知ネット

- ・協力団体：NPO レスキューストックヤード、NPO ボラミミより情報局、NPO 岡崎まち育てセンターりた
- ・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち

□財源：新しい公共支援事業基金事業（内閣府）

□開設：2011年6月13日～2012年3月31日

□スタッフ体制：センター長4名、相談役2名、常勤スタッフ3～4名、各団体からの派遣スタッフ数名

□受入被災者登録数（2011年6月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	43世帯 79人	7.8%
宮城県	98世帯 211人	20.8%
福島県	236世帯 664人	65.6%
その他	30世帯 58人	5.7%
合計	407世帯 1,012人	

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	19回
2	臨時便の発送	8回
3	「あおぞら」の発行	19回
4	招待イベント等案内	37回
5	交流会	28回
6	大交流会	139人参加
7	相談会	16回
8	生活支援品提供	1,871点
9	米の全戸配布	2月：97%
10	見守り活動	複数頻度
11	支援調整会議	—
12	市町村訪問	複数頻度
13	人材養成・意見交換会	—
14	パーソナルサポート支援チーム	会議18回 勉強会等開催

□主な事業の特徴

愛知県被災者支援センターが発足し、1年目は、支援制度や交流会・相談会、企業等からの招待イ

ベントの案内や報告など、情報提供すべき内容も多くあったことから、情報紙「あおぞら」を月2回発行。定期便を月2回（10日と25日頃）に発送し、臨時便を合わせると、郵送での情報提供を延べ27回行った。「あおぞら」は2012年度より月1回の発行となつたが、定期便は2017年6月まで月2回発送している。

避難者が入居できる公営住宅等の情報を取りまとめ、適宜情報提供も行った。しかし、急な避難を余儀なくされた避難者にとって、家具や家電、生活用品は何一つないところからの生活再建スタートは、非常に厳しい環境であった。そんな中、多くの企業や団体等から生活物資を提供いただくことができ、必要な方へお届けした。冬を迎えるにあたっては、各世帯が希望する暖房器具（石油ストーブ、ガスファンヒーター、ホットカーペット、電気こたつなど）を提供するため、全世帯へアンケートをとて希望する物品をお届けした。また、飛島村の協力による米の全戸配布は、避難者との信頼関係構築と安否確認につながった。

生活物資マッチング実績（一部抜粋）

- ・羽毛布団（6～9月）：64セット
- ・生活家電（7月）：10種約70品
- ・扇風機（7～8月）：88台
- ・ベビーベッド、紙おむつ、カーテン、タオル等の生活用品（7～10月）：約400点
- ・暖房器具（11～12月）：約300点
- ・米（年1回）：全世帯

避難者同士および避難者と支援者のつながりづくりを目的に、各地域で交流会を行い、2012年2月には「ふるさと大交流会」を開催。また、避難によってこれまでのつながりと切り離された暮らしの苦労や孤独さ、放射能への不安が綴られた手紙が避難者から届き、避難当事者同士が想いを共有できるような活動の必要性を認識。そこから、避難者の気持ちが綴られた冊子の作成や、避難者が主体となる交流会も開催した。災害避難で活用できる支援制度や、東京電力福島第一原子力発電所事故の避難に伴う損害賠償に関する説明会や相談会も専門家の協力を得て各地で実施した。

2012年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
・協力団体：NPO 愛知ネット、NPO ボラのみより
情報局、NPO 岡崎まち育てセンターりた
・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活
協同組合コープあいち
□財源：社会的包摶・「絆」再生事業（厚労省）
□開設：2012年5月1日～2013年3月31日
□スタッフ体制：センター長4名、相談役2名、
常勤スタッフ3～4名、各団体からの派遣ス
タッフ数名

□受入被災者登録数（2012年4月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	49世帯 84人	6.7%
宮城県	126世帯 246人	19.6%
福島県	321世帯 812人	64.8%
その他※	50世帯 112人	8.9%
合計	546世帯 1,254人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	22回
2	臨時便の発送	6回
3	「あおぞら」の発行	12回
4	招待イベント案内	61回
5	交流会	40回
6	大交流会	264人参加
7	相談会	5回
8	生活支援品提供	1,067点
9	米の全戸配布による 安否確認	秋：95% 冬：94%
10	見守り活動	複数頻度
11	支援調整会議	一
12	市町村訪問	延べ81市町村
13	人材養成・意見交換会	3回
14	パーソナルサポート 支援チーム	会議20回 勉強会等開催
15	その他	いつしょにやり ますのつどい： 5回

□主な事業の特徴

2012年度は、市町村および地域における支援体制構築の一助となるよう、各市町村へのヒアリングを行い、市町村が避難者を支えるために取り組んでいる事例をまとめた「市町村による広域避難者支援好事例集」を作成。独自に予算化し組織を立ち上げた名古屋市、社協と連携し個別・長期支援を日常業務の仕組みにあてはめた安城市、防災局と福祉部局とで連携している岡崎市や小牧市、管内の担当部署と社協・コープあいち等と連携している海部・津島地域など、先進的取組事例を取り上げた。

2011年度は交流会と支援制度に関する説明会を個々に開催することが多かったが、2012年度以降は、各地で開かれた交流会に弁護士等の専門家が参加し、支援制度を説明する時間を設けた。このことにより、より幅広く避難者へ支援情報を直接届けることが可能となった。また、2012年度からは宿泊型の大交流会も実施し、多くの初参加者を含む避難者が一同に会し、これまでの避難生活での苦労を癒し、交流できる機会をつくった。

生活支援物資の提供は、スキンケア用品や玩具、菓子類など、生活必需品よりは日常を豊かに楽しく過ごす物品の支援が多くあった。米の全戸配布はコープあいち・JAあいち経済連の協力で年2回となり、50歳以上の単身世帯については、支援センタースタッフが直接配達を行い、状況把握に努めた。外国人世帯に必要な情報が届いていないこと、原発事故以外の理由（地震・津波）による避難者へのケアが不足していること、独居や高齢の男性が地域とのつながりが稀薄であることなどが、この米を通じた個別訪問によって把握できた。個別訪問には、必要に応じて弁護士や司法書士、通訳などの専門家にも協力いただき、個別で相談できる体制も整えた。

その他にも、避難者支援に関わる人材養成事業として、「大震災から2年目、どんな支援が有効か？」と題した意見交換会、「原発事故子ども・被災者支援法」に関するシンポジウム、「大震災・原発事故一人ひとりを地域で支える」フォーラムなどを開催した。

2013年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
・協力団体：NPO 愛知ネット、NPO ボラのみより情報局、NPO 岡崎まち育てセンターりた
・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち
- 財源：社会的包摶・「絆」再生事業（厚労省）
- 開設：2013年4月22日～2014年3月31日
- スタッフ体制：センター長4名、センター長補佐1名、相談役1名、常勤スタッフ3～4名、非常勤スタッフ4名

□受入被災者登録数（2013年4月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	42世帯 75人	6.0%
宮城県	120世帯 228人	18.3%
福島県	318世帯 790人	63.3%
その他※	64世帯 155人	12.4%
合計	544世帯 1,248人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	23回
2	臨時便の発送	4回
3	「あおぞら」の発行	12回
4	招待イベント案内	53回
5	交流会	46回
6	大交流会	339人参加
7	相談会	3回
8	生活支援品提供 (ランドセル)	6点
9	米の全戸配布による 安否確認	秋：95% 冬：96%
10	見守り活動	28件
11	支援調整会議	5回
12	市町村訪問	延べ48市町村
13	人材養成・意見交換会	1回
14	パーソナルサポート 支援チーム	会議22回 懇談会17回
15	その他	元気回復事業： 2回

□主な事業の特徴

2013年度は、孤立防止を目的として、地域とのつながりが希薄な世帯や独居世帯等に対して個別訪問を行う見守り支援事業を、新規の重点事業として掲げていた。登録ボランティアを含めた支援センタースタッフと、新たに避難当事者も訪問支援員として加えて事業を展開していくにあたり、6月に市町村訪問と個別訪問のための説明会を開催。スタッフと訪問支援員で市町村訪問を実施し、避難者情報の共有と個別訪問先や訪問者を市町村と相談し、見守り訪問支援の調整を行った。個別訪問は、基本的に市町村とスタッフ、訪問支援員で行ったが、世帯の状況に応じて、社協や専門家等も同行。訪問支援員として避難当事者が事業に関わることで、市町村担当者への理解促進と、当事者性を活かした個別訪問につながった。

母子避難（両親のいずれかが別居している世帯）の特に親への負担軽減を図ることを目的に、元気回復事業を実施。「パパ・ママ・キッズ☆ゲンキ・すまいる・プロジェクト」と題したイベントを夏と冬の2回開催し、延べ56世帯128人が参加した。企画内容は避難当事者とも一緒に作り上げ、市町村や支援団体、大学、専門家など多くの協力もあり、交流や個別相談ができる会となった。一方で、福島県の避難区域内と区域外避難の支援の差によって「同じ交流会では賠償に関する話が難しい」という声や、岩手県沿岸部の避難者から「地震・津波避難者を忘れていませんか」という声から、避難元別での交流会なども開催した。

「原発事故子ども・被災者支援法」に関する懇親会が17会場で開催され、支援団体や専門家等が参加して、避難者の声を聴き支援課題を共有。

「私たちの抱える問題と支援を考える」と題した会も実施し、避難当事者による「今だからできる証言として」の課題発表、支援関係者との意見交換を行った。

名古屋大学黒田研究室による調査「広域避難された方々の現状を正しく理解し、今後より有益な支援等につなげるアンケート」に協力し、避難者が抱える諸問題の実態を把握した。

2014年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
・協力団体：NPO 愛知ネット、NPO ボラのみより情報局、NPO 岡崎まち育てセンターりた
・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち
- 財源：社会的包容力構築・「絆」再生事業
(厚労省)
- 開設：2014年4月17日～2015年3月31日
- スタッフ体制：センター長4名、センター長補佐1名、相談役1名、常勤スタッフ3名、非常勤スタッフ5名

□受入被災者登録数（2014年4月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	36世帯 66人	5.6%
宮城県	108世帯 208人	17.6%
福島県	288世帯 723人	61.2%
その他※	72世帯 185人	15.7%
合計	505世帯 1,182人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	23回
2	臨時便の発送	6回
3	「あおぞら」の発行	12回
4	招待イベント案内	27回
5	交流会	63回
6	全体交流会	267人参加
7	相談会	1回
8	生活支援品提供	237点
9	米の全戸配布による 安否確認	秋：93% 冬：96%
10	見守り活動	216件
11	支援調整会議	一
12	市町村訪問	延べ49市町村
13	人材養成・意見交換会	11回
14	パーソナルサポート 支援チーム	会議23回 研修会2回
15	その他	生き甲斐づくり 事業：51回

□主な事業の特徴

2014年度は、避難者個々の状況を確認するための全戸個別訪問が新規事業として加わった。健康状況や日常生活の様子や課題を確認するため、個別訪問は基本的に保健師同行とし、市町村保健師での対応が難しい場合は、在宅保健師に協力依頼した。個別訪問での確認事項や要支援度チェック、総合所見が記載できる個別訪問報告書フォーマット等を整え、在宅保健師や専門家、スタッフに向けてのオリエンテーションや事前勉強会も開催した。また、個別訪問に先立って避難者の現状の課題を把握するためのアンケート調査も実施し、個別訪問前に訪問関係者と共有。基本的な状況を踏まえた上で訪問を実施することで、それぞれの状況に寄り添った支援が行えるように心がけた。

名古屋市内は、名古屋市保健師が訪問や電話で健康調査を行い、愛知県被災者支援センターでは、名古屋市以外の避難世帯対象に全戸個別訪問を行った。全戸個別訪問で把握した状況については、報告書にまとめ、全体傾向をつかむための資料として避難者支援関係者と共有し活用した。また、訪問スタッフの精神面の健康を保つため、臨床心理士とスタッフとの面談も取り入れた。

2014年5月には、福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査が、愛知県東大手庁舎を会場に行われ、134名が検査を受けた。検査当日は、支援センター事務所を待合休憩室として開放し、検査に来た避難者の状況把握やフォローを実施。外国人世帯については、情報が確実に届くように、翻訳した案内文書を届け、検査実施時に通訳者をつけるといった対応も行った。

2014年度は、避難当事者が主体となる「生き甲斐づくり」事業として、避難者から「やりたいこと」を募集し、活動実現に向けた体制作りのサポートや、活動に必要な資金の補助等を行った。アロマ講座やパッチワーク教室、合唱団指導など、自分の特技を活かした教室活動や、放射能や健康、防災に関する勉強会や情報交換会など、経験を活かした学び合いや分かち合いの場が各地で開催された。

2015年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
・協力団体：NPO 愛知ネット、NPO ボラのみより情報局、NPO 岡崎まち育てセンターりた
・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち
- 財源：被災者健康・生活支援総合交付金
(復興庁)
- 開設：2015年4月6日～2016年3月31日
- スタッフ体制：センター長4名、センター長補佐1名、相談役1名、常勤スタッフ3～4名、非常勤スタッフ5～6名

□受入被災者登録数（2015年4月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	31世帯 62人	5.5%
宮城県	96世帯 193人	17.2%
福島県	262世帯 680人	60.7%
その他※	69世帯 185人	16.5%
合計	458世帯 1,120人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	23回
2	臨時便の発送	4回
3	「あおぞら」の発行	12回
4	招待イベント案内	17回
5	交流会	101回
6	全体交流会	128人参加
7	相談会	6回
8	生活支援品提供	一
9	米の全戸配布による 安否確認	秋：94% 冬：95%
10	見守り活動	訪問114件 電話115件
11	支援調整会議	7回
12	市町村訪問	延べ44市町村
13	人材養成・意見交換会	意見交換会2回 他3回
14	パーソナルサポート 支援チーム	会議24回 学習会2回

□主な事業の特徴

2015年度は2014年度同様に、避難者近況アンケートを実施し、スタッフと県職員が避難者のいる全市町村を訪問して、避難者の情報共有と個別訪問等の支援の相談や調整を実施。名古屋市以外の全避難世帯に電話等で連絡し、承諾が得られた世帯に対して、市町村や保健師、社協等と個別訪問を行った。そして、2015年度からの取組みとして、地域での継続的な支援が必要と考えられる避難世帯に対しては、市町村や地域包括支援センター、社協、支援団体等者と情報共有し、役割や支援方法等を調整する個別支援調整会議を開催し、具体的な支援につなげていくための支援体制づくりを進めた。2015年度は、知多市、小牧市、瀬戸市、稻沢市、江南市で支援調整会議を開催した。

個別支援の連携強化の取組みとして、市町村、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの支援関係者を対象とした「個別支援のための研修会」も2回開催。避難者が抱える多様な問題に対して多様なセクターによる支援者同士がお互いにできることについて相談し合える環境づくりの推進を行った。

2015年度は、「富岡町タウンミーティング in 豊橋（主催：とみおか子ども未来ネットワーク）」「宮城県避難者交流会相談会（主催：みやぎ避難者帰郷支援センター）」「福島県帰還・生活に関する相談会（主催：福島県避難者支援課）」といった、避難元に関わる機関・団体が実施する交流会への協力も多くあった。センターの交流会にも、被災県の県外避難者支援担当職員や復興支援員等に参加いただき、避難元の復興状況の情報提供や、定住・帰還等の意向に合わせた相談体制を準備するなど、被災県との連携が進んでいった。

2014年度までは宿泊型の大交流会を年1回開催していたが、2015年度は日帰りの全体交流会を開催。専門家や避難元自治体等へ相談できる場や、同様の悩みを抱える当事者同士で意見交換できる場を設けた。避難当事者によるボランティア「ふるさとサポート」の協力で、リラックスコーナーや活動展示コーナーも設置した。

2016年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
・協力団体：NPO 愛知ネット、NPO ボラのみより情報局
・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち
- 財源：被災者支援総合交付金（復興庁）
- 開設：2016年4月1日～2017年3月31日
- スタッフ体制：センター長3名、センター長補佐1名、相談役1名、常勤スタッフ4名、非常勤スタッフ4名

□受入被災者登録数（2016年4月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	28世帯 55人	5.3%
宮城県	87世帯 178人	17.0%
福島県	242世帯 631人	60.4%
その他※	66世帯 181人	17.3%
合計	423世帯 1,045人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	24回
2	臨時便の発送	6回
3	「あおぞら」の発行	12回
4	招待イベント案内	19回
5	交流会	86回
6	全体交流会	一
7	相談会	7回
8	生活支援品提供	一
9	米の全戸配布	一
10	見守り活動	訪問49件 電話53件
11	支援調整会議	7回
12	市町村訪問	延べ40市町村
13	人材養成・意見交換会	意見交換会2回 他4回
14	パーソナルサポート支援チーム	会議24回 学習会2回
15	その他	相談件数：177件

□主な事業の特徴

2016年度は、福島県の避難区域外からの避難者（自主避難者）に対する住宅の無償提供が終了（応急仮設住宅の供与期間終了）するという転機を迎える、愛知県内では100世帯以上が今後の住まいの決断を求められることとなった。このことから、アンケート調査は定住や転居・帰還のサポートができるよう、今後の生活拠点に関する設問に重点をおいて実施した。また、震災から5年経過したことから、子どもたちにあった支援を考えるために、子ども向けのアンケートも同時に行った。

住宅無償提供終了世帯への支援として、引き続き避難先で生活する世帯に対しては「福島県民間賃貸住宅等家賃補助」、福島県へ帰還する世帯に対しては「福島県ふるさと住宅移転（引越し）補助」の支援制度があったため、それぞれ該当者への情報提供や申請サポートを丁寧に行った。家賃補助に関しては、愛知県を通して福島県から申請状況の情報を共有いただくことができ、より的確に対応を進めることができた。

「これから暮らしをいつしょに考えよう」と題した被災者情報交換会・専門家相談会・交流会を県内各地で7回開催。被災3県の担当部署や愛知県・名古屋市の住宅担当部局、専門家等の協力により、今後の支援制度の説明や住宅、仕事、家族などの課題に対する相談体制を強化して行った。帰還希望世帯の参考となるように、既に帰還した世帯にも参加いただき、帰還後の生活状況や心境を共有してもらった。

避難者の自立・生活支援に向けた支援体制の構築を促進するために「個別支援のための研修会」を2回開催し、関係機関の支援事例を共有。市町村や社協、専門家、支援団体等が、各地域での具体的な支援方策の気づきを得られる内容とした。

2016年度より、福島県が全国約25ヶ所に生活再建支援拠点を設置することとなり、愛知県も福島県に協力し、愛知県被災者支援センターで福島県生活再建支援事業を実施することになった。拠点事業を通して、福島県や全国の避難者支援団体とのつながりが深まっていった。

2017年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
・協力団体：NPO ボラミミより情報局
・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち、NPO 愛知ネット
□財源：被災者支援総合交付金（復興庁）
□開設：2017年4月1日～2018年3月31日
□スタッフ体制：センター長2名、センター長補佐1名、相談役2名、常勤スタッフ3名、非常勤スタッフ4名

□受入被災者登録数（2017年4月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	27世帯 50人	5.1%
宮城県	76世帯 163人	16.6%
福島県	225世帯 596人	60.6%
その他※	64世帯 174人	17.7%
合計	392世帯 983人	

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	15回
2	臨時便の発送	6回
3	「あおぞら」の発行	12回
4	招待イベント案内	29回
5	交流会	66回
6	全体交流会	—
7	相談会	6回
8	生活支援品提供	—
9	米の全戸配布	—
10	見守り活動	訪問25件 電話80件 要支援19世帯
11	支援調整会議	8回
12	市町村訪問	延べ38市町村
13	人材養成・意見交換会	意見交換会2回 他2回
14	パーソナルサポート支援チーム	会議24回 学習会1回
15	その他	相談件数：166件

□主な事業の特徴

2017年度からは、地域とのつながりが稀薄な世帯、孤立するリスクの高い独居の高齢者、避難生活の長期化に伴って家計への経済的な圧迫やストレスの蓄積が特に懸念される母子避難世帯など、深刻な課題を抱え継続的な支援が必要となる「要支援者」への支援に重点をおいた。

要支援者への個別支援を担当する専門スタッフを配置し、まずはこれまでの活動を通して把握した個別情報から要支援者の絞り込みを行った。そして、要支援者への個別支援の方針を、市町村や地域の支援組織、専門家等と協議し、支援計画を立案。支援計画に基づき、要支援者への個別訪問等を実施していった。

2017年度の「個別支援のための研修会」は、地域支援をテーマとした意見交換会を2回開催。被災県である岩手県での専門スキルを持った職員による伴走型ワンストップ支援や、地域力を活かした支援について学び、避難者支援にどのように活かしていくかを支援関係者と共に考えた。また、年月の経過に伴い、より複雑化・潜在化していく避難者の課題に対応していくように、スタッフの相談対応等スキルを向上させるためのケース検討研修会や、地域支援やコミュニティソーシャルワーカーについて学ぶ内部のスタッフ向け学習会も行った。

交流相談会としては、放射能の健康への影響に不安を抱える避難者が多いことと、愛知県民主医療機関連合会による避難者対象に無料の甲状腺エコー検診が2015年から実施されていたことから、2017年度から共催で「甲状腺エコー検診＆交流相談会」を開催。普段の交流会には参加していない避難世帯の参加も多く、検診だけでなく専門家等へ各種相談ができ、避難者同士がつながる機会にもなっている。

2017年度は、これまでの愛知県被災者支援センターおよび専門家等による支援の中間まとめとして、主に相談対応に関わる団体の避難者支援の取組みを紹介する冊子を作成した。

（※その他：青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、群馬県）

2018年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち、NPO 愛知ネット、NPO ボラみみより情報局
- 財源：被災者支援総合交付金（復興庁）
- 開設：2018年4月1日～2019年3月31日
- スタッフ体制：センター長1名、センター長補佐1名、相談役3名、常勤スタッフ1名、非常勤スタッフ4名

□受入被災者登録数（2018年4月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	25世帯 48人	5.2%
宮城県	70世帯 154人	16.8%
福島県	202世帯 547人	59.7%
その他※	61世帯 168人	18.3%
合計	358世帯 917人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、群馬県

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	12回
2	臨時便の発送	5回
3	「あおぞら」の発行	12回
4	招待イベント案内	一
5	交流会	46回
6	全体交流会	一
7	相談会	3回
8	生活支援品提供	一
9	米の全戸配布	一
10	見守り活動	訪問22件 要支援17世帯
11	支援調整会議	(未カウント)
12	市町村訪問	延べ12市町村
13	人材養成・意見交換会	意見交換会 2回
14	パーソナルサポート支援チーム	会議24回 学習会3回
15	その他	相談件数：178件

□主な事業の特徴

2018年度は、生活困窮や孤立・孤独、精神不安定といった課題を抱えている避難者は、より潜在化・深刻化している傾向にあることから、要支援者に対するきめ細かな相談体制の継続、避難先の福祉サービスへのつなぎや地域社会の理解促進に重点をおいて活動した。市町村訪問は、要支援者のいる市町村を中心に行い、支援計画に関する調整を実施。福祉部局や社協にも同席を依頼し、地域で継続的に要支援者をサポートしていく体制づくりをした。

2017年度に作成したこれまでの相談支援に関する中間まとめ冊子を活用し、市町村や社協、地域団体、専門家と支援団体等をつなぐ意見交換会を7月に開催。また、要支援者支援のモデル事例を共有し、他地域での支援を具体的に進めていくための基盤づくりを目的に、「避難者支援に地域力を活かす」と題した意見交換会を11月に開催した。

避難世帯個々の情報から要支援者への個別支援を行う一方で、2018年度からは、これまで把握した全世帯の世帯状況を整理した個別支援管理表を作成。住宅支援を受けている世帯、母子父子避難（家庭）世帯、高齢世帯、生活保護世帯、障がいがある世帯、外国人世帯など、個々の世帯の特徴や気になる点をチェックし一括管理することで、何かあった時に要支援となるリスクの高い世帯を把握した。また、甲状腺エコー検診対象世帯（原発事故理由による避難）や、原発ADR対象世帯のチェックもすることで、交流相談会の声掛けなどにも活かしている。

2018年度は、福島県が長期化している避難生活に伴う様々な不安の軽減を図ることを目的に、福島県県外避難者心のケア訪問事業を開始。実施主体である日本精神科看護協会と情報交換し、避難者的心のケアに関する連携の幅が広がった。

交流会では、避難者が気軽に愛知県被災者支援センターに足を運び、日常的に相談したり、避難者同士が交流できるようするため、センター内のスペースを使った小規模交流会「あおぞらカフェ」を開催。避難当事者の特技を活かした講座や放射能に関する勉強会などを行った。

2019年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち、NPO 愛知ネット
□財源：被災者支援総合交付金（復興庁）
□開設：2019年4月1日～2020年3月31日
□スタッフ体制：センター長1名、センター長補佐1名、相談役2名、常勤スタッフ1名、非常勤スタッフ5名

□受入被災者登録数（2019年4月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	25世帯 47人	5.3%
宮城県	69世帯 149人	16.8%
福島県	193世帯 535人	60.2%
その他※	58世帯 157人	17.7%
合計	345世帯 888人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、群馬県

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	12回
2	臨時便の発送	4回
3	「あおぞら」の発行	12回
4	招待イベント案内	一
5	交流会	46回
6	全体交流会	一
7	相談会	3回
8	生活支援品提供	一
9	米の全戸配布	一
10	見守り活動	訪問58件 要支援17世帯
11	支援調整会議	10回
12	市町村訪問	延べ14市町村
13	人材養成・意見交換会	意見交換会 2回
14	パーソナルサポート支援チーム	会議24回 学習会2回
15	その他	相談件数：137件

□主な事業の特徴

2018年度に引き続き、深刻な問題を抱える要支援者に対する個別支援を、市町村等と連携し丁寧に進めていくことに尽力した。

一方で、2018年度に作成した個別支援管理表に基づき、急務の支援体制構築の必要性はないものの気になる世帯については、電話連絡や個別訪問によって積極的に現状を把握し、必要に応じて具体的な支援につなげる「積極的見守り支援」を開始。6～7月は母子父子避難（家庭）世帯と2018年度住宅支援終了世帯、8～10月は高齢世帯、10～11月は2019年度住宅終了予定世帯、12月は障がいのある方のいる世帯に対して現状把握の連絡を行った。外国人世帯に関しては、外国人ヘルpline東海と連携し、言葉の壁から正しい情報を把握ができないことを避けるため、母語での会話が望ましいと思われる世帯に対しては、通訳者の協力によって現状把握を行った。

愛知民医連と共に「甲状腺エコー検診＆交流相談会」では、原発事故の放射能の影響に関する健康不安を抱える世帯に対し、案内を積極的に実施。不安を抱えながらも日々の生活に精一杯で、これまで検診に行く余裕がなかったという世帯もあった。

2019年度は、避難者のおかれた状況について共有し、地域力を活かした支援事例を紹介する「避難者の暮らしと健康を支える地域力について考えよう」と題した意見交換会を8月に開催。また、一人ひとりに寄り添った支援を行う「災害ケースマネジメント」の取組みについて、2016年鳥取県中部地震での生活復興支援および、山形県の避難者ケースマネジメント事業から学び、愛知における避難者への個別支援について考える意見交換会を12月に開催した。

2020年2月頃より、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、3月に予定されていた交流会企画は、外部団体企画のものも含めて全て中止となった。各イベントの中止・延期、開催方法変更の情報を取りまとめ、コロナウイルス感染予防対策資料や、感染症状が見受けられた場合の相談窓口情報と一緒に、臨時便で情報提供を行った。

2020年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
 ・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち
- 財源：被災者支援総合交付金（復興庁）
- 開設：2020年4月1日～2021年3月31日
- スタッフ体制：センター長1名、センター長補佐1名、相談役1名、常勤スタッフ1名、非常勤スタッフ5名

□受入被災者登録数（2020年4月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	27世帯50人	5.8%
宮城県	63世帯137人	15.9%
福島県	187世帯519人	60.1%
その他※	58世帯157人	18.2%
合計	335世帯863人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、群馬県

□事業実績（※暫定数）

	事業名	回数
1	定期便の発送	12回
2	臨時便の発送	2回
3	「あおぞら」の発行	12回
4	招待イベント案内	一
5	交流会	21回
6	全体交流会	一
7	相談会	3回
8	生活支援品提供	(マスク) 1,000点
9	米の全戸配布	一
10	見守り活動	訪問27件 要支援18世帯
11	支援調整会議	4回
12	市町村訪問	延べ45市町村
13	人材養成・意見交換会	一
14	パーソナルサポート支援チーム	会議24回
15	その他	相談件数：123件

□主な事業の特徴

2020年度は、コロナ禍による外出等の自粛によって、避難先地域との関係が稀薄な高齢者等の孤立や心身の健康悪化、また、避難生活の長期化に伴い暮らしへの不安がある中、更に経済的に不安定な状況に陥る世帯の増加も心配された。一方で、交流会など人が集まる活動や、個別訪問といった対面での活動をこれまでと同じように実施することは難しく、スタッフの勤務体制も在宅勤務を取り入れるなど、これまでとは異なる対応が必要となった。

4～5月頃は、マスクの供給不足がある中、企業や支援団体からマスク型紙セットや布マスクの提供があり、コロナウイルスに関する支援情報と一緒に定期便で発送。また、コロナ禍の影響が心配される高齢世帯等に対し、電話による状況確認や声かけを行った。

秋頃までは大人数が集う交流会開催が難しく、延期や中止が多かった。6月の「甲状腺エコー検診＆交流相談会」は、エコー検診が中止となつたが、オンラインを活用し「やってみよう！オンラインでつながる・ひろがる講座＆懇親会」を実施。

「あおぞらカフェ」もオンライン開催に切り替えて行い、コロナ禍でも避難者同士が情報交換や交流できる場を設けた。一方で、オンラインの活用が難しい避難者も多く、感染状況が一時落ち着いた10～11月頃には感染予防対策を徹底したリアルでの交流会も開催した。

2020年度は、震災から10年が経過することもあり、避難者のニーズを改めて確認し、今後の支援に活かすためのアンケート調査を実施。一人ひとりの状況を把握するため、一世帯に一通ではなく、18才以上全員を対象とした。

市町村訪問は、今後も地域で必要に応じて支援が受けられるよう、避難者が居住する全市町村を訪問（オンライン含む）。市町村関係各課および社協等と、避難者情報の共有と今後の支援の必要性や支援体制等について確認を行った。緊急性や必要性がある世帯に関しては、地域の支援関係者や専門家と個別訪問等を行い、具体的な支援へのつなぎや地域支援者との顔の見える関係づくりを行った。